

西山寛商事株式会社発行「NISHIYAMA カード」の利用終了及び払戻し実施について

「NISHIYAMA カード」につきまして、令和6年2月29日をもちまして、利用終了します。つきましては、資金決済に関する法律20条第1項に基づき、払戻しを実施します。未使用の「NISHIYAMA カード」をお持ちの方は、利用終了日までに利用いただくか、以下の払戻し期間内に申出いただきますようお願いいたします。

- 1 払戻しを行う前払式支払手段の発行者
西山寛商事株式会社

- 2 払戻しにかかる前払式支払手段の種類
NISHIYAMA カード

- 3 利用終了日
令和6年2月29日まで

- 4 払戻し申出期間
令和6年3月1日～令和6年5月31日
受付時間は、9時から20時まで
※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

- 5 申出及び払戻しの方法
当社店舗サービスカウンターにNISHIYAMA カードを持参
希望する方法にて、当社店舗サービスカウンターにて払戻し
 - ①現金
 - ②コノミヤプリペイドカード

【お問い合わせ先】

西山寛商事株式会社 本部

〒620-0045 京都府福知山市駅前町4-1-2

電話 (0773) 22-0200

mail: info@k2nishiyama.com HP: <http://www.k2nishiyama.com/index.html>